

IV 参 考 资 料

IV 参 考 資 料

(1) 水質汚濁に係る環境基準について（抜粋）

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

平成15年11月5日 環境省告示第123号

(内 容)

環境基本法第16条の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、および生活環境（同法第2条第3項で規定するものをいう。以下同じ。）を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）を次のように定める。

第1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関しそれぞれ次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表2の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当するものとして(2)により指定する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(2) 各公共用水域が該当する水域類型の指定は、環境基準に係る水域および地域の指定権限の委任に関する政令（平成5年政令第371号）の別表に掲げる公共用水域については別途環境庁長官が行い、その他の公共用水域については同政令の定めるところにより都道府県知事が行うものとする。

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/ℓ以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下
砒 素	0.01 mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下

項 目	基 準 値
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
セレン	0.01 mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ以下
ほう素	1 mg/ℓ以下

備 考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、環境庁告示により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(定量限界：全シアン：0.1mg/ℓ，アルキル水銀：0.0005mg/ℓ，PCB：0.0005mg/ℓ)

- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川

(1) 河川 (湖沼を除く)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50 MPN/100 ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000 MPN/100 ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000 MPN/100 ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/l 以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする (湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする (湖沼もこれに準ずる。)

注: 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級: 特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全: 国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全 亜 鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらに餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	1mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50 MPN/100 ml以下
A	水道2,3級 水産2級 水及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	5mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000 MPN/100 ml以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水の 及びCの 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	15mg/l 以下	5mg/l 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/l 以上	—

備考

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

注：1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2,3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下
Ⅱ	水道1,2,3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

注：1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種：コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下

2 海 域

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分)
A	水産1級 水自然環境保全 及びB以下の 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000 MPN/100 ml以下	検出されな いこと。
B	水産2級 工業用水 及びCの 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/l 以下	5mg/l 以上	—	検出されな いこと。
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/l 以下	2mg/l 以上	—	—

備 考

1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml以下とする。

注：1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/l以下	0.02mg/l以下
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に 掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/l以下	0.03mg/l以下
Ⅲ	水産2種 及びⅣの欄に 掲げるもの (水産3種は除く。)	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/l以下	0.09mg/l以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注：1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/l以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は 幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/l以下

(2) 県内公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況

水 域		範 囲	類 型	達 成 期 間	告 示 年 月 日	備 考
里根川水域	里根川(1)	川原田橋から上流	AA	イ	48年1月25日 (県告示)	本水域については9年 9月22日に 改訂されて いる。 (県告示)
	里根川(2)	川原田橋から村山橋まで	A	イ		
	里根川(3)	村山橋から下流河口まで	E	ハ		
	八反川	全 域	A	イ		
	境川	全 域	A	イ		
	関山川	全 域	E	ハ		
江戸上川水域	江戸上川(1)	第一神岡橋から上流	A	イ	48年1月25日 (県告示)	
	江戸上川(2)	第一神岡橋から下流河口まで	E	ハ		
大北川水域	大北川(1)	孝行橋から上流	AA	イ	48年1月25日 (県告示)	
	大北川(2)	孝行橋から花園川合流点まで	A	イ		
	大北川(3)	花園川合流点から下流河口まで	C	イ		
	宿川	全 域	AA	イ		
	木皿川	全 域	A	イ		
	花園川(1)	綱木川合流点から上流	AA	イ		
	花園川(2)	綱木川合流点から大北川合流点まで	B	イ		
根古屋川	全 域	A	イ			
塩田川水域	塩田川(1)	はい坂堰から上流	C	ロ	48年1月25日 (県告示)	
	塩田川(2)	はい坂堰から下流河口まで	D	ロ		
関根川水域	関根川(1)	関根前川合流点より上流	A	イ	47年7月6日 (県告示)	
	関根川(2)	関根前川合流点より下流羽田橋まで	B	イ		
	関根川(3)	羽田橋より下流河口まで	D	イ		
	関根前川(1)	前川橋より上流	AA	イ		
	関根前川(2)	前川橋より下流関根川合流点まで	C	イ		
	猪田川	全 域	C	イ		
	玉川	全 域	D	イ		
	谷地川	全 域	E	ハ		
花貫川水域	花貫川(1)	花貫ダムから上流	AA	イ	48年1月25日 (県告示)	
	花貫川(2)	花貫ダムから新花貫橋まで	A	イ		
	花貫川(3)	新花貫橋から花貫橋まで	C	イ		
	花貫川(4)	花貫橋から下流河口まで	E	ハ		

水 域		範 囲	類 型	達 成 期 間	告 示 年 月 日	備 考
十王川水域	十王川(1)	道保内堰から上流	A	イ	48年1月25日 (県告示)	本水域については9年9月22日に改訂されている。 (県告示)
	十王川(2)	道保内堰から川尻堰まで	B	イ		
	十王川(3)	川尻堰から下流河口まで	C	ロ		
宮田川水域	宮田川	全 域	B	ハ	48年1月25日 (県告示)	
	陰作沢	全 域	A	イ		
	数沢川(1)	上水道取水点から上流	A	イ		
	数沢川(2)	上水道取水点から宮田川合流点まで	C	ロ		
新川水域	新 川	全 域	C	イ	48年5月31日 (県告示)	
久慈川水域	久慈川	全 域	A	イ	50年4月10日 (県告示)	
	八溝川	全 域	A	イ		
	押川	全 域	A	イ		
	滝川	全 域	B	イ		
	玉川	全 域	C	ロ		
	浅川	全 域	B	イ		
	山田川	全 域	A	イ		
	里川	全 域	B	イ		
	茂宮川	全 域	C	ハ		
那珂川水域	那珂川(2)	湯川合流点より早戸川合流点まで	A	イ	48年3月31日 (環境庁告示)	
	那珂川(3)	早戸川合流点より下流	A	ロ		
	藤井川	全 域	A	イ	50年4月10日 (県告示)	
	塩子川	全 域	AA	イ		
	緒川	全 域	A	イ		
瀬沼川水域	瀬沼川(1)	瀬沼合流点より上流	A	ロ	49年3月15日 (県告示)	本水域については12年3月30日に改訂されている。 (県告示)
	瀬沼川(2)	瀬沼より下流	B	イ		
	瀬沼	全 域	湖沼B	ロ		
	瀬沼前川	全 域	B	ロ		
	寛政川	全 域	A	ロ		
	大谷川	全 域	C	ロ		
	石川川	全 域	A	ロ		
中丸川水域	中丸川	全 域	D	ハ	48年5月31日 (県告示)	本水域については10年3月30日に改訂されている。 (県告示)
	大川	全 域	D	ハ		
	本郷川	全 域	D	イ		

水 域		範 囲	類 型	達成 期間	告示年月日	備 考
早戸川水域	大井川	全 域	B	イ	48年5月31日 (県告示)	} 本水域については10年 3月30日に 改訂されて いる。 (県告示)
	早戸川(1)	田彦水門から上流	B	イ		
	早戸川(2)	田彦水門从那珂川合流点まで	D	イ		
霞ヶ浦水域	霞ヶ浦	全 域	湖沼A	ハ	47年11月6日 (環境庁告示)	
	清明川	全 域	A	ハ	48年9月3日 (県告示)	
	花室川	全 域	A	ハ		
	桜川	全 域	A	ロ		
	新川	全 域	A	ハ		
	備前川	全 域	A	ハ		
	境川	全 域	A	ハ		
	菱木川	全 域	A	ハ		
	恋瀬川	全 域	A	ハ		
	山王川	全 域	A	ハ		
	園部川	全 域	A	ハ		
	梶無川	全 域	A	ハ		
	新利根川	全 域	A	ロ		
小野川	全 域	A	ロ			
一の瀬川	全 域	A	ハ			
北浦水域	北浦	全 域	湖沼A	ハ	47年11月6日 (環境庁告示)	
	鉾田川	全 域	A	ハ	49年3月15日 (県告示)	
	巴川	全 域	A	ハ		
	武田川	全 域	A	ロ		
	山田川	全 域	A	ロ		
	蔵川	全 域	A	ハ		
	雁通川	全 域	A	ハ		
	流川	全 域	A	ハ		
大洋川	全 域	A	ロ			
常陸利根川 水 域	常陸利根川	全 域	湖沼A	ハ	47年11月6日 (環境庁告示)	} 49年3月15日 (県告示)
	夜越川	全 域	A	ハ		
	前川	全 域	A	ハ		
利根川水域	利根川中流	坂東大橋から江戸川分岐点まで	A	イ	46年5月25日 (閣議決定)	

水 域		範 囲		類型	達成 期間	告示年月日	備 考
利根川水域	利根川下流	江戸川分岐点より下流		A	イ	48年3月31日 (環境庁告示) 50年4月10日 (県告示)	本水域については11年 2月15日に 改訂されて いる。 (県告示)
	向堀川	全 域	D	ハ			
	宮戸川	全 域	C	イ			
	大川	全 域	C	ロ			
	鶴戸川	全 域	B	イ			
	飯沼川	全 域	B	ロ			
	西仁連川	全 域	B	イ			
	東仁連川	全 域	C	ロ			
	积水水路 下大野水路	全 域 全 域	E E	ハ ハ			
鬼怒川水域	鬼怒川(2)	大谷川合流点から田川合流点まで		A	イ	48年3月31日 (環境庁告示) 48年5月31日 (県告示)	
	鬼怒川(3)	田川合流点より下流		A	ロ		
	田川	県境から鬼怒川合流点まで		B	ハ		
小貝川水域	小貝川	全 域	A	イ	50年4月10日 (県告示)	本水域については11年 2月15日に 改訂されて いる。 (県告示)	
	五行川	全 域	A	ロ			
	大谷川	全 域	C	ロ			
	糸繰川	全 域	C	ロ			
	八間堀川	全 域	C	ロ			
	中通川	全 域	B	イ			
	谷田川(1)	牛久沼水門より上流	B	ロ			
	谷田川(2)	牛久沼水門より下流	A	ロ			
	稲荷川	全 域	C	イ			
西谷田川	全 域	B	ロ				
渡良瀬川 水	渡良瀬川(4)	新開橋から利根川合流点まで		B	ロ	48年3月31日 (環境庁告示)	
常磐地先 水	平潟漁港	省 略	海域B	ハ	50年8月20日 (県告示)		
	大津漁港	省 略	海域B	イ			
	大津漁港南部	省 略	海域B	イ			
	川尻港	省 略	海域B	イ			
	会瀬漁港	省 略	海域B	イ			
	久慈漁港	省 略	海域B	ハ			
	日立港	省 略	海域B	イ			

水 域		範 囲	類 型	達 成 期 間	告 示 年 月 日	備 考
常磐地先水域	炭鉱排水口地先	省 略	海域B	イ	50年8月20日 (県 告 示)	
	花貫川河口地先	省 略	海域B	ハ		
	泉川河口地先	省 略	海域B	イ		
	常磐地先海域	省 略	海域A	イ		
鹿島灘水域	鹿島港内	省 略	海域C	イ	46年5月25日 (閣議決定)	
	深芝沖	省 略	海域C	イ		
	港湾北部	省 略	海域B	イ		
	港湾南部	省 略	海域B	イ		
	鹿島灘海域	省 略	海域A	イ		

(注) 1 類型の欄中、湖沼又は海域の表示のないものは河川をあらわす。

2 達成期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」：ただちに達成

「ロ」：5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」：5年を超える期間で可及的速やかに達成

「ニ」：段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

(湖沼について、「イ」、「ロ」、「ハ」により難く、段階的に水質改善を図る必要がある場合)

3 9年度以降に水域類型の指定・改訂の告示を行った内容は次のとおり。

なお、9年度に告示した内容は10年度以降、10年度に告示した内容は11年度以降のそれぞれの環境基準の達成状況の判定に適用されるため、9年度までの環境基準の達成状況は、8年度までに告示された内容で判定する。

9年度以降に行った水域類型の指定・改訂

水 域		範 囲	類 型	達成 期間	告示年月日	備 考
里根川水域	里根川(1)	川原田橋から上流	AA	イ	9年9月22日 (県告示)	10年4月1日 施行
	里根川(2)	川原田橋から下流 (八反川, 境川, 関山川を含む)	A	ロ		
江戸上川水域	江戸上川	全 域	A	ロ		
大北川水域	大北川(1)	小山ダムより上流 (宿川を含む)	AA	ロ		
	大北川(2)	小山ダムから河口まで (木皿川を含む)	A	イ		
	花園川(1)	水沼ダムより上流	AA	イ		
	花園川(2)	水沼ダムから大北川との合流点まで (根古屋川を含む)	A	イ		
塩田川水域	塩 田 川	全 域	B	イ		
関根川水域	関 根 川	全 域 (前川橋から関根川合流点までの 関根前川, 猪田川及び玉川を含む)	A	ロ		
	関根前川	前川橋より上流	AA	イ		
花貫川水域	花貫川(1)	花貫ダムより上流	AA	ロ		
	花貫川(2)	花貫ダムから河口まで	A	ロ		
十王川水域	十 王 川	全 域	A	ロ		
宮田川水域	宮 田 川	全 域 (数沢川を含む)	B	イ		
新川水域	新 川	全 域	C	イ	11年2月15日 (県告示)	11年4月1日 施行
久慈川水域	久 慈 川	全 域	A	イ	10年3月30日 (県告示)	10年4月1日 施行
	茂 宮 川	全 域	C	イ		
	里 川	全 域	A	イ		
	山 田 川	全 域 (竜神川を含む)	A	イ		
	浅 川	全 域	B	イ		

水 域		範 囲		類 型	達 成 期 間	告 示 年 月 日	備 考
久慈川水域	玉川	全 域		B	ロ イ イ イ	10年3月30日 (県告示)	10年4月1日 施 行
	滝川	全 域		B			
	押川	全 域		A			
	八溝川	全 域		A			
那珂川水域	中丸川	全 域 (大川, 本郷川を含む)		C	ハ ロ ロ イ ハ イ	10年3月30日 (県告示)	10年4月1日 施 行
	早戸川(1)	田彦水門より上流 (大井川を含む)		B			
	早戸川(2)	田彦水門から那珂川との合流点まで		C			
	藤井川	全 域		A			
	塩子川	全 域		AA			
	緒川	全 域		A			
	桜川	全 域 (沢渡川, 逆川を含む)	C	ロ	10年3月30日 (県告示)	10年4月1日 施 行	
湫沼川水域	湫沼川(1)	湫沼流入点より上流 (飯田川を含む)	湖沼B	A	ロ イ ニ ハ イ ハ ロ	10年3月30日 (県告示)	10年4月1日 施 行
	湫沼川(2)	湫沼流出点から那珂川との合流点まで		B			
	湫沼	全 域		B			
	石川	全 域		A			
	大谷川	全 域		B			
	寛政川	全 域		A			
	湫沼前川	全 域		B			
利根川水域	向堀川	全 域		D	ハ イ ハ ハ ハ ハ イ ハ イ	11年2月15日 (県告示)	11年4月1日 施 行
	宮戸川	全 域		C			
	大川	全 域		C			
	鶴戸川	全 域		B			
	飯沼川	全 域		B			
	西仁連川	全 域		B			
	東仁連川	全 域		C			
	磯川	全 域 (积水水路を含む)		D			
	下大野水路	全 域		D			
鬼怒川水域	田川	県境から鬼怒川合流点まで	B	ハ			
小貝川水域	小貝川	全 域	A	ハ			

水 域		範 囲	類 型	達 成 期 間	告 示 年 月 日	備 考
小貝川水域	五行川	全 域	A	ハ	11年2月15日 (県告示)	11年4月1日 施 行
	大谷川	全 域	C	イ		
	糸繰川	全 域	C	ハ		
	八間堀川	全 域	C	イ		
	中通川	全 域	B	ハ		
	谷田川(1)	牛久沼流入点より上流(蓮沼川を含む)	B	ハ		
	谷田川(2)	牛久沼水門から小貝川合流点まで	A	ハ		
	稲荷川	全 域	B	イ		
	西谷田川	全 域	B	イ		
	牛久沼	全 域	湖沼B	ニ	11年2月15日 (県告示)	11年4月1日 施 行
県央地先水域	県央地先海域	省 略	海域A	イ	9年9月22日 (県告示)	10年4月1日 施 行
	常陸那珂港	省 略	海域B	イ		
	磯崎漁港	省 略	海域B	イ		
	那珂湊漁港平磯地区	省 略	海域B	イ		
	那珂湊漁港	省 略	海域B	ロ		
	大洗港	省 略	海域B	イ		

(3) 県内公共用水域の全窒素、全りんに係る水質環境基準の水域類型指定状況

水 域	範 囲	類 型	達 成 期 間	暫 定 目 標	告 示 年 月 日
瀬 沼	全 域	Ⅳ	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	(16年度) 全窒素 1.6 mg/ℓ 全りん 0.13mg/ℓ	12年3月30日 (県告示)
霞ヶ浦	全 域	Ⅲ (※)	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	(17年度) 全窒素 0.93 mg/ℓ 全りん 0.099mg/ℓ	61年4月5日 (環境庁告示)
北 浦	全 域 (鰐川を含む)	Ⅲ (※)	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	(17年度) 全窒素 0.82 mg/ℓ 全りん 0.099mg/ℓ	
常陸利根川	全 域	Ⅲ (※)	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	(17年度) 全窒素 0.82 mg/ℓ 全りん 0.072mg/ℓ	
牛久沼	全 域	Ⅳ <small>ただし、 全窒素の 項目の基 準は適用 しない。</small>	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	(18年度) 全りん 0.06mg/ℓ	11年2月15日 (県告示)

注：1 (※)については、湖沼の特性等にかんがみ、当面類型Ⅳの達成に努めるものとする。

2 水域の欄中の霞ヶ浦、北浦及び常陸利根川とは、それぞれ環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（平成5年政令第371号）別表の一のホ、へ及びトに規定されている水域である。

(4) 水質測定結果の評価方法

ア 人の健康の保護に関する環境基準（平成5年3月8日付け水質保全局通達環水管第21号）

(ア) 人の健康の保護に関する項目（全シアン、総水銀、アルキル水銀、PCBを除く）

同一測定点における年間の総検体の測定値の平均値により評価する。

(イ) 全シアン

同一測定点における年間の総検体の測定値の最高値により評価する。

(ウ) 総水銀

「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行について」（昭和49年12月23日付け環水管第182号、環境庁水質保全局長通知）記の2に定めるとおりとする。

(エ) アルキル水銀、PCB

同一測定点における年間のすべての検体の測定値が不検出であることをもって環境基準達成とする。

イ 生活環境の保全に関する環境基準（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

(ア) 生活環境の保全に関する項目（BOD、COD、全窒素および全りんを除く）

測定されたデータ（日間平均値）が、通常の状態以外のもので測定されたデータを除き、全て環境

基準値を満足することをもって環境基準が達成されているものとする。

(イ) BODおよびCOD（昭和52年7月1日付け水質管理課長回答環水管第52号）

- ・環境基準の水域類型を指定する際の水質測定結果の評価方法について

環境基準の水域類型をあてはめるための水質測定結果については、年間を通じた日間平均値の全データのうち、あてはめようとする類型の基準値を満たしているデータ数の占める割合をもって評価するが、その割合が75%以上ある場合、その基準に適合しているものと評価する。

なお、環境基準値と比較して水質の程度を判断する場合は、以下の方法により求めた「75%水質値」を用いるものとする。

75%水質値……年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ0.75×n番目（nは、日間平均値のデータ数）のデータ値をもって75%水質値とする。（0.75×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）

- ・環境基準点における水質測定結果の環境基準に対する適合性についての判断方法について環境基準地点において、年間を通じて環境基準に適合していたか否かを判断する場合には上記と同様に年間を通じた日間平均値の全データのうち75%以上のデータが基準値を満足している基準点を適合しているものと判断する。

- ・複数の環境基準点をもつ水域における水質測定結果の環境基準に対する適合性についての判断方法について

これについては、当該環境基準類型あてはめ水域内のすべての環境基準地点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(ウ) 全窒素および全りん（昭和60年7月15日付け水質保全局通達環水管第152号）

表層の年間平均により行うものとする。